#### 議案第24号

## 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり 提案する。

平成17年2月9日提出

長岡市・栃尾市合併協議会 会 長 森 民 夫

#### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される栃尾市の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の 特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次の とおりとする。
- (1)編入される栃尾市の農業委員会の選挙による委員のうち7人 に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として 在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員と して在任する者は、編入される栃尾市の農業委員会の選挙によ る委員の互選により定めることとする。

(2)任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。

また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、栃尾市の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。

### 議案第24号参考資料

# 長岡市・栃尾市合併に伴う農業委員会の委員の任期等について

委員会の設置数		一つの農業委員会を設置	
法	 律	農業委員会等に関する法律第3条第1項	
合併特例法の適用条文		市町村の合併の特例に関する法律第8条第 1項及び第2項	
委員会の名称		長岡市農業委員会	
区域の概要	区域	全市域	
	区域面積	73,081ha	
	農地面積	13,348ha	
	農家戸数	10,848戸	
合併特例法 適用期間	選挙委員数	47人(長岡市の選挙委員40人+編入される栃尾市の選挙委員で互選による7人)	
	選任委員数	10人(長岡市の選任による委員10人)	
	委員数合計	5 7人	
	任期	合併の日から平成20年7月19日まで (長岡市の委員の残任期間)	
合併後最初に 行われる一般 選挙から	選挙委員の選 挙	任期満了日前30日以内に選挙	
	選挙委員数	4 0 人	
	選任委員数	10人(農業協同組合推薦委員4人、農業 共済組合推薦委員1人、土地改良区推薦委 員1人、市議会推薦委員4人を選任)	
	委員数合計	5 0人	
	任 期	平成20年7月20日から3年間	
	選 挙 区	長岡市7、栃尾市1、計8選挙区を設置	

_	6	_
-	U	_